

JISC公式通知 NO.2 に対する補足説明及び追加

大会実行委員会 (Clean Energy Alliance)

2003.Jul.3

1, 付属図面は水素レギュレータ外観図 (メーター目盛りに注意)

2, 公式通知 NO.2 「水素ポンベ等仕様」

(4) 支給するポンベ等本数の文解釈について、
レギュレーション 《第5章》車両の仕様

第29条 動力・ソーラーパネル・燃料電池・水素
燃料電池部門

「3 水素ポンベは、は500NL/本を2本搭載するものとし、1日4本支給される。」
とありますが、支給場所及び支給時間は別に定め、当日までに掲示板等で通知することになります。また、その日の追加ポンベ2本(最初2本支給を消費後の追加ポンベ本)は指定の場所に引き取りに来ていただくことになります。

1を4と訂正し「4 水素ポンベは、毎日午後6時に回収する」とします。

「5 水素ポンベ仕様は、別途通知する。」(今回のJISC公式通知NO.2の仕様がこれに当たります)

第33条 競技車両の仕様

(5) ポンベの装着位置 (今回の公式通知NO.2) について補足及びお願い

第33条(レギュレーション)のうち(o)及び(p)について

ポンベは外気に接する場所に装着し、・・・は、レギュレーション(o)の他に十分な外気と通ずる換気の大きい対流場所に設置するように心がけてください。

ポンベは縦横方向ともにシャシーに固定し、・・・も、レギュレーション(p)の通り高圧ガス保安基準上においても車両燃料タンクとして取り扱う上から十分な安全の為の配慮をお願いします。

「(o)燃料電池搭載車両は、水素ガスの滞留防止のため、空気の流れが確保できる構造でなければならない。水素ガスが滞留すると思われる構造の車両には、少なくとも30mm相当以上の吸気口及び滞留すると思われる箇所上部には外気に通ずる30mm以上の排気口を設けること。」となっておりますが、特に吸気口の場合ガスの滞留防止のみならず燃料電池の酸素供給についても重要な役割があります。酸素不足は燃料電池の能力に大きな影響を与えるのみならずドライバーの安全のためにも30mmにこだわらず十分な排気口面積を確保されることを推奨いたします。

【裏面に続く】

追加、燃料電池の効率的活用及び安全対策のため温度計用のボタン電池の使用について次のことを追加します。

燃料電池部門（FC）で燃料電池及び水素ポンベの温度管理用に使用する温度計用のボタン電池の使用を可とする。

ただし、走行エネルギーとしての利用とは分離されていることが確認できるものであること。

以上ご理解の上、安全な大会運営が行われますようにご協力ください。